

福岡市立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

- (1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- (2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分に尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- (3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
- (4) 一部の学校の学科については、当該学科の特色に応じた独自の面接、作文又は実技試験を行うことができるものとする。
- (5) 全学科において、推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。
- (6) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

2 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。
- (2) 入学志願者は、「福岡市立高等学校の通学区域に関する規則」（平成12年福岡市教育委員会規則第10号）の規定により、1校に限り志願できるものとする。ただし、推薦入学者選抜又は特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者については、再度、1校に限り志願できるものとする。
- (3) 入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1回に限り志願先を変更できるものとする。

- (4) 入学志願者は、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科に志願することができるものとする。

3 調査書

- (1) 中学校における調査書の作成に当たっては、中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。
- (2) 調査書の記入事項のうち、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定については、5段階による評価を行うものとする。
- (3) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について、教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。
- (4) 中学校長は、調査書に係る参考資料としての評定一覧表を付して志願先高等学校長に提出するものとする。

4 学力検査

- (1) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）の5教科について、福岡県立高等学校と同一日及び同一問題で実施するものとする。なお、外国語（英語）については、リスニングテストを実施するものとする。
- (2) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、教育長が定める教科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。
- (3) 学力検査当日、検査が実施できなかった場合は、後日追検査を行うものとする。

また、真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては、教育長が別に定めるものとする。

5 補充募集

合格者が募集定員に満たない学科については，教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

6 日程

入学者選抜に係る日程については，教育長が別に定めるものとする。

7 その他

その他，必要な事項については，教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は，平成 18 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は，平成 28 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は，平成 31 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は，令和 4 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。